

議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年3月5日

沖縄県教育委員会

教育長が「沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に、「占める職員」を「占めるもの」に、「前項」を「第1項」に、「範囲内とし、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が勤務時間の割り振りを」を「範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 沖縄県教育庁の本庁に勤務する職員で地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が定める。

第2条に次の1項を加える。

4 沖縄県教育庁の本庁に勤務する育児休業法第18条第1項又は沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が定める。

第3条第1項中「40時間とし」の次に「、勤務時間の割り振りは」を加え、「勤務時間の割り振りを」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「範囲内とし」を「範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは」に改め、「勤務時間の割り振りを」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公立学校に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い校長が定め、勤務時間の割り振りは、校長が定める。

第3条に次の1項を加える。

4 公立学校に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で校長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。

第4条第1項中「40時間とし」の次に「、勤務時間の割り振りは」を加え、「勤務時間の割り振りを」を削り、同条第2項中「40時間とし」の次に「、勤務時間の割り振りは」を加え、「勤務時間の割り振りを」を削り、同条第3項中「40時間とし」の次に「、勤務時間の割り振りは」を加え、「勤務時間の割り振りを」を削り、同条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に、「範囲内とし」を「範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは」に改め、「勤務時間の割り振りを」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。

第4条に次の1項を加える。

6 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。

第5条第7項中「第2条第2項、第3条第2項及び第4条第4項に規定する再任用短時間勤務職員について」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1 件名

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、地方公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務の制度が創設された。

これにより、同制度の実施に関し必要な事項を定めるため、沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部改正及び同条例の施行に伴う関係規則が整備されたことに伴い、教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関し必要な事項を定める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育庁本庁、公立学校及び各機関に勤務する育児短時間勤務職員の勤務時間及び勤務時間の割り振りについて定める。(第2条第2項、第3条第2項、第4条第4項関係)
- (2) 教育庁本庁、公立学校及び各機関に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間及び勤務時間の割り振りについて定める。(第2条第4項、第3条第4項、第4条第6項関係)
- (3) 教育庁本庁、公立学校及び各機関に勤務する育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日について定める。(第5条第7項、第5条第8項関係)

4 根拠法令

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)
- (3) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)
- (4) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年沖縄県条例第2号)
- (5) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成20年沖縄県人事委員会規則第2号)

5 関係各課との調整状況

人事課、総務私学課、県立学校教育課、義務教育課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

<p>沖縄県教育委員会会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）新旧対照表</p>	<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「条例」という。）第2条第2項から第4条までの規定に基づき、沖縄県教育委員会会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「条例」という。）第2条第2項から第4条までの規定に基づき、沖縄県教育委員会会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「条例」という。）第2条第2項から第4条までの規定に基づき、沖縄県教育委員会会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(本庁職員の勤務時間)</p> <p>第2条 沖縄県教育庁の本庁に勤務する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等は、知事部局の本庁に勤務する職員の例による。</p>	<p>(本庁職員の勤務時間)</p> <p>第2条 沖縄県教育庁の本庁に勤務する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等は、知事部局の本庁に勤務する職員の例による。</p>	<p>(本庁職員の勤務時間)</p> <p>第2条 沖縄県教育庁の本庁に勤務する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等は、知事部局の本庁に勤務する職員の例による。</p>
<p>2. <u>沖縄県教育庁の本庁に勤務する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定により従い沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が定める。</u></p>	<p>2. <u>沖縄県教育庁の本庁に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき16時間から32時間までの範囲内とし、<u>教育長が定める。</u></u></p>	<p>2. 沖縄県教育庁の本庁に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内とし、<u>教育長（以下「教育長」という。）が勤務時間の割り振りを定める。</u></p>
<p>3. <u>沖縄県教育庁の本庁に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が定める。</u></p>	<p>3. <u>沖縄県教育庁の本庁に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が定める。</u></p>	<p>2. 沖縄県教育庁の本庁に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内とし、<u>教育長（以下「教育長」という。）が勤務時間の割り振りを定める。</u></p>

4 沖縄県教育庁の本庁に勤務する育児休業法第18条第1項又は沖縄県一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第52号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が定める。

(公立学校職員の勤務時間)

第3条 公立学校に勤務する職員(県立学校職員並びに市町村立学校(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設を含む。以下同じ。)の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員をいう。)の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長(学校給食法第5条の2に規定する施設に勤務する職員にあつては、当該施設の長。以下同じ。)が定める。

2 公立学校に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い校長が定め、勤務時間の割り振りは、校長が定める。

3 公立学校に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。

4 公立学校に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で校長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。

(公立学校職員の勤務時間)

第3条 公立学校に勤務する職員(県立学校職員並びに市町村立学校(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設を含む。以下同じ。)の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員をいう。)の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長(学校給食法第5条の2に規定する施設に勤務する職員にあつては、当該施設の長。以下同じ。)が勤務時間の割り振りを定める。

2 公立学校に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内とし、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が勤務時間の割り振りを定める。

(各機関の職員の勤務時間)

第4条 沖縄県教育庁教育事務所、実習船運営事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員（実習船運営事務所に勤務する職員であつて沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。

2 沖縄県立図書館、沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立埋蔵文化財センター、沖縄県立青年の家及び沖縄県立少年自然の家に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。

3 実習船運営事務所に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり40時間とし、勤務時間の割り振りは、教育長が別に定めるところにより実習船運営事務所長が定める。

4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。

5 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。

6 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。

(休憩時間及び週休日)

第5条 前3条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、1日の勤務時間が6時間を超えるときにおいては、1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

(各機関の職員の勤務時間)

第4条 沖縄県教育庁教育事務所、実習船運営事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員（実習船運営事務所に勤務する職員であつて沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が勤務時間の割り振りを定める。

2 沖縄県立図書館、沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立埋蔵文化財センター、沖縄県立青年の家及び沖縄県立少年自然の家に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が勤務時間の割り振りを定める。

3 実習船運営事務所に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり40時間とし、教育長が別に定めるところにより実習船運営事務所長が勤務時間の割り振りを定める。

4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内とし、各機関の必要に応じ、各機関の長が勤務時間の割り振りを定める。

(休憩時間及び週休日)

第5条 前3条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、1日の勤務時間が6時間を超えるときにおいては、1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

<p>2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する職員については、同条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第2条及び第4条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、条例第4条第2項の規定による休憩時間の変更を行うときには、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。</p> <p>4 第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項に規定する職員については、日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日という。以下同じ。）とする。</p> <p>5 第3条第1項に規定する職員のうち前項の規定により難い職員及び前条第2項に規定する職員については、毎4週間につき8日（8日とすることが困難な場合は、人事委員会の承認を得て定めた日数）を週休日とする。</p> <p>6 前条第3項に規定する職員についての休憩時間及び週休日については、教育長が別に定める。</p> <p>7 <u>育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。</u></p> <p>8 教育長、校長及び各機関の長は、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</u></p> <p>(割り振りの届出)</p> <p>第6条 第3条及び第4条の規定により、校長及び各機関の長が勤務時間の割り振りを定めたときは、教育長（市町村立学校にあつては、当該市町村教育委員会教育長及び当該学校の所在する地区を管轄する教育事務所長）に届け出なければならぬ。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する職員については、同条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第2条及び第4条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、条例第4条第2項の規定による休憩時間の変更を行うときには、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。</p> <p>4 第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項に規定する職員については、日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日という。以下同じ。）とする。</p> <p>5 第3条第1項に規定する職員のうち前項の規定により難い職員及び前条第2項に規定する職員については、毎4週間につき8日（8日とすることが困難な場合は、人事委員会の承認を得て定めた日数）を週休日とする。</p> <p>6 前条第3項に規定する職員についての休憩時間及び週休日については、教育長が別に定める。</p> <p>7 教育長、校長及び各機関の長は、<u>第2条第2項、第3条第2項及び第4条第4項に規定する再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</u></p> <p>(割り振りの届出)</p> <p>第6条 第3条及び第4条の規定により、校長及び各機関の長が勤務時間の割り振りを定めたときは、教育長（市町村立学校にあつては、当該市町村教育委員会教育長及び当該学校の所在する地区を管轄する教育事務所長）に届け出なければならぬ。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>
---	---

乙第2号議案

沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

少子化対策が求められる中、地方公務員が公務においても、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように育児短時間勤務の制度を導入するため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、同制度の実施に関し必要な事項を定める。

2 改正の内容

育児のための短時間勤務

- (1) 対象となる職員 小学校の就学始期に達するまでの子を養育する常勤職員
- (2) 勤務のパターン
- ①1日当たり4時間（週20時間）
 - ②1日当たり5時間（週25時間）
 - ③週3日（週24時間）
 - ④週2日半（週20時間）
 - ⑤上記①から④を除く、週20、24、25時間勤務（交代制勤務）
- (3) 給与等 別紙参照
- (4) 並立任用 同一の職に、週20時間勤務できる2人の育児短時間勤務職員を任用することができる。

任期付短時間勤務職員

育児短時間勤務職員が処理できなくなる業務に従事させるため、任期付の短時間勤務職員（非常勤）を任用することができる。

部分休業

対象となる子の年齢の引上げ：3歳未満→小学校就学の始期に達するまで

復職時の給与の調整

育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給与については、育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして号給を調整することができる。（現行は2分の1）

※施行期日：公布の日（平成20年2月27日予定）から

新旧対照表 (第3条関係)

<p>沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 (昭和47年沖縄県条例第43号) 新旧対照表</p>	
現 行	改 正 案
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について40時間とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務 (以下「育児短時間勤務」という。) の承認を受けた職員 (育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容 (育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。) に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「再任用短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 育児休業法第18条第1項又は沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年沖縄県条例第52号) 第4条の規定により採用された職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について40時間とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務 (以下「育児短時間勤務」という。) の承認を受けた職員 (育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容 (育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。) に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年沖縄県条例第52号) 第4条の規定により採用された職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p>

<p>(週休日及び勤務時間の割振り及び週休日の振替等)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について、これらの日に加えて、<u>月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</u></p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(時間外勤務及び休日勤務)</p> <p>第6条 任命権者は、公務のため臨時の必要があるときは、職員に対し、第2条及び第3条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じ、又は週休日、第7条に規定する休日若しくは第7条の2に規定する代休日に勤務することを命ずることができる。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第9条 職員の年次休暇は、1年について20日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)とする。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り及び週休日の振替等)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等については、必要に応じて、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</u></p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>(時間外勤務及び休日勤務)</p> <p>第6条 任命権者は、公務のため臨時の必要があるときは、職員に対し、第2条及び第3条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じ、又は週休日、第7条に規定する休日若しくは第7条の2に規定する代休日に勤務することを命ずることができる。ただし、<u>当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日、第7条に規定する休日若しくは第7条の2に規定する代休日に勤務することを命ずることができる。</u></p> <p>(年次休暇)</p> <p>第9条 職員の年次休暇は、1年について20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)とする。</p>
--	--

- 2 前項に規定する1年は、暦年による。
- 3 新たに職員となつた者のその年の年次休暇の日数は、人事委員会規則で定める。
- 4 年次休暇は、職員の請求する時期に与えるものとする。ただし、任命権者は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。
- 5 第1項及び第3項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、その年に受けなかつた日数がある場合は、その日数を翌年に限り、繰り越すことができる。
- 6 年次休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、職員から要求があつた場合は、1時間を単位として与えることができる。
- 7 前項の規定にかかわらず、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇は、1時間を単位とする。

- 2 前項に規定する1年は、暦年による。
- 3 新たに職員となつた者のその年の年次休暇の日数は、人事委員会規則で定める。
- 4 年次休暇は、職員の請求する時期に与えるものとする。ただし、任命権者は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。
- 5 第1項及び第3項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、その年に受けなかつた日数がある場合は、その日数を翌年に限り、繰り越すことができる。
- 6 年次休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、職員から要求があつた場合は、1時間を単位として与えることができる。
- 7 前項の規定にかかわらず、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇は、1時間を単位とする。

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。